

## 第 6 章 結論



## 6-1 本研究の目的に対する結論

### 6-1-1 公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設経緯と現状の把握（目的1）

公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設経緯について、次のことが明らかとなった。

- ① 公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設理由は「適正処理、適正確保のため」が、56%で最も高い結果となったことから、多くの自治体が公共の信用力による安全性と信頼性の確保を期待していることが推測される。
- ② 公共関与による産業廃棄物最終処分場でも、建設にあたっての反対運動が半数近い処分場で起きている。
- ③ 公共関与による産業廃棄物最終処分場では、建設にあたっての反対運動に対し、ほとんどの処分場で、公社による地元説明会が開催されており、半数の処分場で二者、三者協議が行われている。

また、公共関与による産業廃棄物最終処分場の現状について、次のことが明らかとなった。

- ① 廃棄物処理センターについては、平成21年11月現在で指定を受けている法人は、全部で18法人ある（うち2法人が解散）。そのうち2法人が廃棄物処理センター指定による管理型最終処分場を計画・整備中であることから、今後も廃棄物処理センター指定による廃棄物処理施設の整備は増えていくと予想される。
- ② 廃棄物処理センター制度の指定をうけた施設のほとんどは1990年後半～2000年以降という比較的近年に供用開始している。
- ③ 公共関与による産業廃棄物最終処分場の埋立許可品目については、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」の2品目は、ほぼ全ての処分場で埋立が行われており、「動物性残さ」「廃油」の2品目はどの最終処分場でもあまり扱っていない。

### 6-1-2 各事例の処分場建設にあたっての協定書等の合意事項の内容の明確化（目的2）

各事例の処分場建設にあたっての協定書等の合意事項の内容の明確化として、次のことが明らかとなった。

- ① 公共関与による産業廃棄物最終処分場では、半分以上の処分場で、建設予定地の地元自治体等との環境保全や施設管理の安全に係わる協定の締結が行われている。
- ② 建設にあたって反対運動が起きた公共関与による最終処分場では、ほぼ全ての処分場で建設予定地の地元自治体等と環境保全や施設管理の安全に係わる協定の締結が行われている。
- ③ 協定書の合意事項は処分場によってさまざまであるが、共通した部分も多々みられた。以下、各処分場で共通してみられた合意事項を項目ごとにしめす。

#### ■ 処分場の管理体制

- ・ 処分場の入口や進入道路内に搬入ゲートを設置し受入開始・終了時間に合せて開閉し、かつ施錠することで、時間外の不正な受入れを防止している。

#### ■ 廃棄物の搬入規制

- ・ 廃棄物を排出する事業者と事前に委託契約し、廃棄物が受入基準に適合しているか否

か、排出事業場の管理状況等を含めた事前審査を実施し、適合する場合に受け入れを 決めている。

- ・搬入車両に関しても車検証や運搬許可証等を提出させて事前登録を行っている。
- ・搬入の際には、受付の時点で搬委託契約入事業所等の内容に相違が無いか確認し、確認が完了するまで、搬入を認めないものとしている。

#### ■ 搬入車両規制

- ・搬入ルート of 制限を行い、事業者指定されたルートからの搬入をさせている。
- ・廃棄物搬入車両の運転者向けへの運転者講習会を実施しており、講習を受けた運転手のみ搬入を認めている。
- ・両のタイヤ等に付着した汚泥により、処分場外の道路等を汚さないように泥落機及び洗車プール等を設置している。

### 6-1-3 各事例の実施監視体制の実態の把握（目的3）

各事例の実施監視体制の実態の把握について、次のことが明らかとなった。

- ① 公共関与による産業廃棄物処分場の実施監視体制として「住民参加により施設の監視活動を行う環境監視委員会・協議会（以下、環境監視委員会・協議会とする）」と「地元自治会への説明会（協議会）」の2つがある。
- ② アンケート調査の結果、「住民参加により施設の監視活動を行う環境監視委員会・協議会」は半数近い処分場で設置され、地元自治会に対して説明会（協議会）は3割程度の処分場で実施されている。
- ③ また、「住民参加による環境監視委員会・協議会」を設置している処分場ではかなりの割合で建設にあたっての反対運動が起きている。
- ④ 「環境監視委員会・協議会」の活動内容は、主に供用期間中の場内施設内容や廃棄物の受入状況を中心に行っている環境監視委員会・協議会が多く、工事期間中から活動を行っている環境監視委員会・協議会は比較的少ない。
- ⑤ 「環境監視委員会・協議会」の活動内容の情報公開を行っている処分場は40%であり、その情報公開の方法として最も多かったのが「市町村、公社HPに記載」と「広報誌による情報発信」であった。
- ⑥ ヒアリング調査の結果から、「環境監視委員会・協議会」を設置することは処分場の安全性の検討において意義のある1つの手段であるといえる。
- ⑦ 環境監視委員会・協議会を機能させていくには、学識経験者を委員会に迎え指摘を受けること、公社の真面目な対応、委員会の初期メンバーに処分場建設に反対の立場をとられていた方が参加したこと、以上の3点が重要である。
- ⑧ 「環境監視委員会・協議会」の活動の情報公開の方法によっては、地元住民側から不十分な場合もある。地元住民の信頼性の確保のためにも、「環境監視委員会・協議会」の活動の情報公開の方法は住民にとっても分かりやすい形式を検討すべきであるといえる。

⑨「環境監視委員会・協議会」や「地元自治会への説明会（協議会）」の実施回数は、住民側からすれば不十分な場合もあるため、地元住民と協議のうえ、決定するのが良いと考える。

## 6-2 研究全体を通しての考察

現在、各都道府県において公共関与による産業廃棄物最終処分場が設置・運営されている。公共関与による産業廃棄物最終処分場では、最新技術設備の導入や環境保全・公害防止対策など、より安全性・信頼性の高い施設整備として様々な努力がなされている。また、「住民参加による環境監視委員会・協議会」の設置や「地元自治会への説明会（協議会）」の実施など、施設の管理・運営に関しての安全性に力を注いでいる処分場も数多く見られる。そして、施設の管理・運営に関する情報公開は、地元住民の信頼の確保の面において、最も重要な項目である。地元住民にとって「安心・安全」な施設であるためにも、地元住民への情報公開の内容や方法については十分な検討が必要であると考えられる。

近年、社会的には企業のゼロエミッション等による廃棄物の排出抑制と適正な循環利用が進められているが、廃棄物の排出がゼロになることは考えにくい。最終的に処分せざるをえないものについては、適正な処理を行う施設が必須であり、民間施設を補完する意味でも、廃棄物処理事業における公共関与の必要性は高く、今後も重要な役割を担っていくものと思われる。

## 6-3 今後の課題

非公共関与による産業廃棄物最終処分場、すなわち民間の産業廃棄物最終処分場との比較については、文献調査により試みたが、本研究のテーマと似通った民間の産業廃棄物最終処分場を対象とした文献が見つからなかったため達成できなかった。よって、民間の産業廃棄物最終処分場との比較は今後の課題とする。

また、本研究では、より詳しい実施監視体制の実態の把握をするため、「住民参加により施設の監視活動を行う環境監視委員会・協議会」としてG処分場環境監視委員会と、「地元自治会への説明会（協議会）」としてG区G処分場対策委員会にヒアリング調査を実施した。しかし、ヒアリング調査は、時間の都合上、その2か所しか実施できず、結論はG処分場の事例のみに基づくものである。よって、他の処分場の「環境監視委員会・協議会」「地元自治会への説明会（協議会）」との比較が今後の課題といえる。

